

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十一年政令

第二百十八号）の一部改正

一 題名の改正

題名を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に改めるものとする。 （題名関係）

二 法第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法

1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第八条第

一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、2に定めるものを除き、同条第二項に規定する

課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務

の対価額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすること。 （第一条関係）

2 事業者が課徴金対象期間内において引き渡した商品又は提供した役務の対価額の合計額と課徴金対

象期間内において締結した契約により定められた契約目的物の対価額の合計額との間に著しい差異を

生ずる事情があると認められるときは、法第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法

は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた契約目的物の対価額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすること。  
(第二条関係)

### 三 法第十条第一項に規定する一般消費者の特定

法第十条第一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて特定されているものは、課徴金対象期間内に法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下単に「課徴金対象行為」という。）に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと（二の二の場合は、契約を締結したこと）が、当該事実を証する資料により特定された者（以下「特定消費者」という。）とすること。  
(第三条関係)

### 四 法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法

1 法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、2に定めるものを除き、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすること。  
(第四条関係)

2 二の二の場合においては、法第十条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、同項の

申出をした特定消費者が課徴金対象期間において締結した契約により定められた契約目的物の対価額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすること。  
(第五条関係)

五 事業者が合併等により消滅した場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定

1 法第十二条第三項又は第四項の場合において、当該消滅した法人が行った法第八条第二項に規定する取引又は同項に規定する措置は、法第十二条第三項又は第四項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人（以下「合併存続法人等」という。）又は法第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等（以下単に「特定事業承継子会社等」という。）がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併存続法人等又は当該特定事業承継子会社等が行った当該取引又は当該措置とみなし、法第八条第二項の規定を適用すること。  
(第六条及び第十条関係)

2 法第十二条第三項又は第四項の場合において、当該消滅した法人がした表示について、合併存続法人等又は特定事業承継子会社等に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるものとする事。  
(第七条第一項及び第十一条第一項関係)

3 法第十二条第三項又は第四項の場合において、当該消滅した法人が法第八条第三項の規定による資料の提出の求めを受けたときであつて、当該事業者若しくは合併存続法人等のいずれも又は当該事業者若しくは特定事業承継子会社等のいずれもが当該資料を提出しないときは、同項後段の規定を適用すること。

(第七条第二項及び第十一条第二項関係)

4 法第十二条第三項又は第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第九条の規定による報告は、法第十二条第三項又は第四項の規定により合併存続法人等又は特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、合併存続法人等又は特定事業承継子会社等がした報告とみなして、法第九条の規定を適用すること。

(第八条及び第十二条関係)

5 法第十二条第三項又は第四項の場合において、当該消滅した法人が行つた法第十条第一項の規定による申請等又は当該消滅した法人が受けた同項の認定等は、法第十二条第三項又は第四項の規定により合併存続法人等又は特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該存続法人等若しくは当該特定事業承継子会社等が行つた当該申請等又は当該存続法人等若しくは特定事業承継子会社等が受けた当該認定等とみなして、法第十条及び第十一条の規定を適用すること。

(第九条及び第十三条関係)

## 第二 関係政令の整備

国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)、消費者安全法施行令(平成二十一年政令第二百二十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)について所要の改正を行うこと。

## 第三 附則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百十八号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行するものとする。